

第 62 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「事情にある者を含む。以下同じ。）」を「事
情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的
マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日
常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関
係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布
の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 9 条
の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する深夜勤務の制限に係る請求は、この条例の施
行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る要件に関して、パートナース
hip 関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例を改正する必要があ
るので、この案を提出する。

第 63 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第 3 号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 2 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 3 条第 5 号、第 4 条及び第 8 条第 7 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 15 条第 2 項中「又は勤務時間条例」を「、同条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定による高齢者部分休業」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該高齢者部分休業」に改め、「減じた時間」の次に「（当該時間が零を下回る場合にあっては、零）」を加える。

第 18 条第 1 項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」

を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の3第2号、同条第3号ア、同号イ、第2条の4第1号及び同条第2号に掲げる場合に該当する職員からの育児休業の承認の請求、改正後の条例第3条第5号に掲げる事情による育児休業の承認の請求、改正後の条例第4条に掲げる事情による育児休業の期間の再度の延長の請求並びに改正後の条例第8条第7号に掲げる事情による育児短時間勤務の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

職員の育児休業等の取得に係る要件に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 64 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 10 条第 2 項第 1 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第 11 条の 3 第 1 項第 2 号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 22 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項及び第

22 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 30 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

付則第 11 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 5 年条例第 号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第 12 項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第 14 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和 5 年条例第 号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

(提案理由)

職員の扶養手当等の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 65 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第 13 条第 8 項第 2 号中「含む。）」を「含む。第 5 号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第 5 号中「同条第 2 項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の退職手当の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 8 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第 9 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の旅費の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 67 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 68 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「二以上」を「2 以上」に、「一の選挙」を「1 の選挙」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、大田区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、選挙会ごとに、次に掲げるとおりとする。ただし、更正決定又は繰上補充に係る 2 以上の選挙会を同日に行う場合においては、1 の選挙会の報酬額を超えることができない。

(1) 選挙長 6,000 円

(2) 選挙立会人 5,000 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を定めるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 69 号議案

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例の一部を改正する条例
大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例（令和 4 年条例第 59 号）の
一部を次のように改正する。

本則中「令和 6 年 4 月 30 日」を「令和 6 年 6 月 30 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大田区民プラザの供用停止期間を変更するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 70 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 通所施設の部大田区立大森東福祉園の項中「大森本町二丁目 2 番 3 号」を「大森東一丁目 36 番 7 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

（提案理由）

大森東福祉園の移転のため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 71 号議案

大田区プールに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区プールに関する条例の一部を改正する条例

大田区プールに関する条例（昭和 50 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「について」を「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

プールの経営の譲渡があった場合の許可経営者の地位の承継について規定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 72 号議案

大田区興行場に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区興行場に関する条例の一部を改正する条例

大田区興行場に関する条例（昭和 59 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「相続、合併又は」を「当該興行場営業を譲り受け、又は相続、合併若しくは」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

興行場法の改正に伴い、興行場営業の譲渡により営業者の地位を承継した者の届出について規定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 73 号議案

大田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 14 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大田区旅館業法施行条例（平成 24 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。